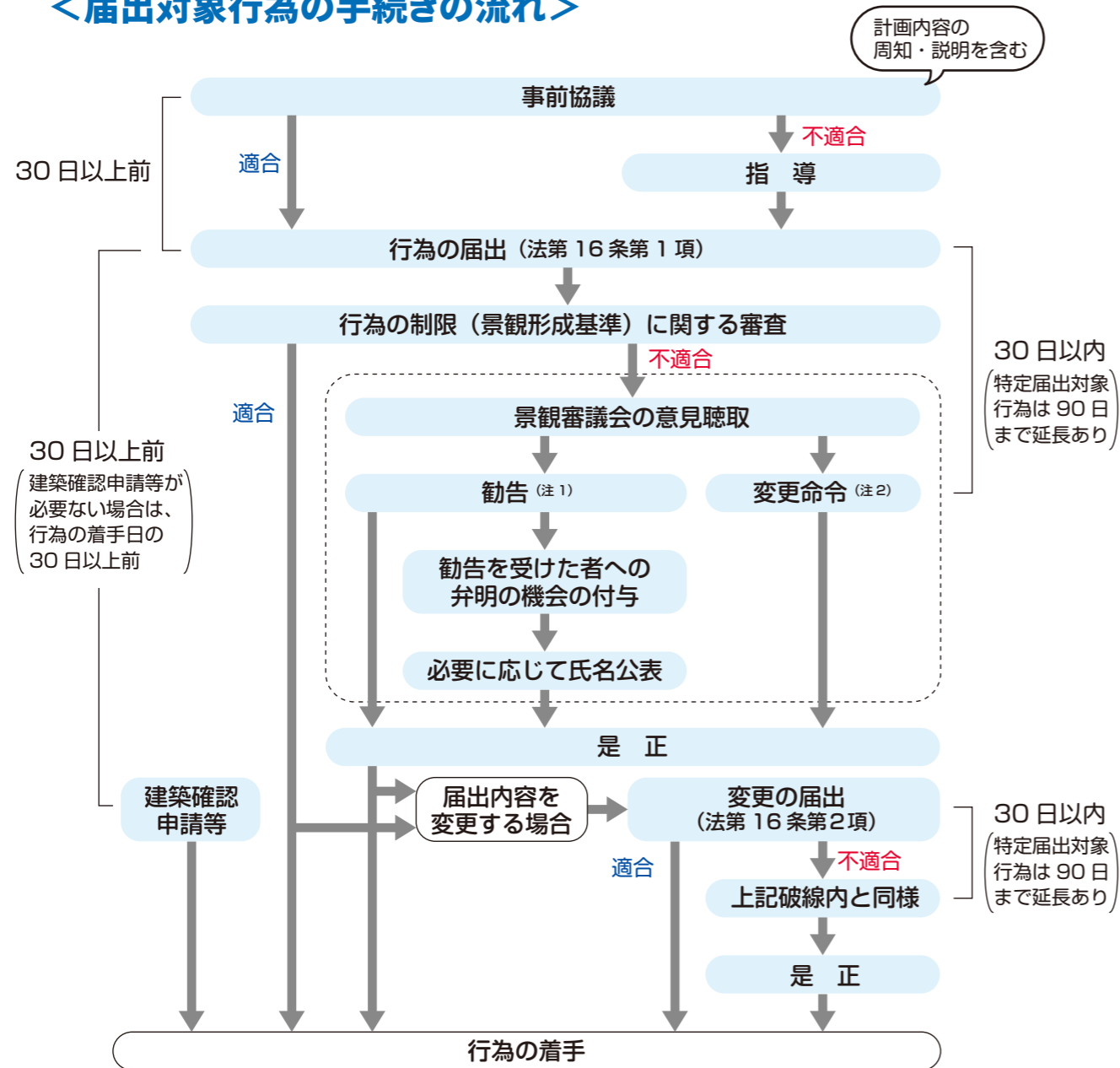


## <届出対象行為の手続きの流れ>



(注1) 景観形成基準のうち、建築物の「外構・緑化」「付属設備等」「建築物に設置する屋外広告物」、工作物の「外構・緑化等」「付帯施設」「自動販売機」は勧告の対象となりません。  
 (注2) 景観形成基準のうち、建築物・工作物の景観形成基準の「色彩」以外は変更命令の対象となりません。

対象区域内で建物の新築・増改築、外壁の塗替えや太陽光発電設備の設置等を行う場合には、届出が必要な場合があります。下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

### ●住民や事業者の皆さんへ

景観は、多様な要素によって創り上げられるものです。そのため、良好な景観づくりのためには、市民の皆さんや地域の皆さん、事業者の皆さん、行政等が互いに協力・連携していくことが重要です。住民や事業者等の皆さんは、地域の景観形成に関わる主体として、景観計画や景観まちづくり条例の趣旨をご理解いただき、良好な景観づくりのためにご協力をお願いいたします。

※「花沢の里周辺景観まちづくり重点地区計画」の計画書は、焼津市ホームページで公開するほか、焼津市役所でも閲覧することができます。

問い合わせ先 | 焼津市 都市政策部 都市計画課 計画担当 | 〒425-8502 焼津市本町 5-6-1 (アトレ庁舎2階)  
 TEL: 054-626-2160 FAX: 054-626-2184

## 焼津市景観計画 (別冊)

# 花沢の里周辺 景観まちづくり重点地区計画 (概要版)

## はじめに

花沢の里周辺は、花沢の里を中心に伝統的な家屋等や石垣、河川、緑地等が一体となり、山村集落の歴史的景観を形成しています。また、周辺においても自然景観の中に住宅や石垣、農地等が点在し、落ち着いた雰囲気醸し出しています。

焼津市花沢重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、やきつべの小径や花沢城跡などの歴史文化を次世代に継承するため、良好な景観を阻害するものを未然に防ぎ、本地区の特徴的な景観を保全することで、地域への誇りや愛着の醸成、生活環境の向上、地域の魅力や活力の創出などにつなげることが期待できます。

## 計画の目的

本計画は、対象区域の住民、事業者、行政等の協働による景観まちづくりを推進するとともに、対象区域の住民が、地区の景観特性を活かし、自ら地域のまちづくりを考え、将来にわたって守っていくことを目的に策定します。



花沢集落遠景

